

令和2年 第6回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月28日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	2番	三原	一英
	3番	吉鷹	敬貴
	5番	山下	篤
	6番	佐々木	優
	7番	熊谷	源
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(1人) 4番 近井 一夫
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借の解約について
 - 第3 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第4 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第5 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第7 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和2年第6回総会を開会いたします。
本日は、4番近井委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番吉鷹委員、5番山下委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借の解約について」を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局長 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借の解約について」ご説明します。
議案書の1ページをご覧ください。
本件につきましては、令和元年8月28日開催の令和元年第6回登別市農業委員会総会の決定を受けた農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借に関する許可について、貸人及び借人双方の合意のもと解約する旨、農業委員会に通知があり、これを受理したので報告するものであります。

事務局長 合意により解約する土地は、議案に示す土地1筆であり、解約する面積は■■■■平方メートル、合意による解約日は令和2年7月17日であります。

なお、解約後の農地については、議案15号にて、この農地を含む使用貸借の許可について審議いただくこととなります。

位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから4ページまでに記載のとおりです。

以上です。

議長 報告第6号について、事務局長の説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。

以上で報告第6号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、日程番号第4 議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第13号及び議案第14号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

はじめに議案第13号について説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■氏で、利用権の設定をする者は、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■氏です。

利用権を設定する土地は1筆で、所在は登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■m²です。

事務局長 賃貸借の期間は、令和2年8月4日から令和5年8月3日までの3年間となっております。

借主の状況は、経営面積が■■■■m²、労働力は男性が■■人で女性が■■人、農業従事者数は■■人で年間■■■人日、農機具は、トラクターが■■台、ロールベアラーが■■台、モアが■■台、レーキが■■台、テッターが■■台となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の6ページから8ページまでに記載のとおりです。

事務局長 次に議案第14号について説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第13号と同一であり、利用権の設定をする者は、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■氏です。

利用権を設定する土地は1筆で、所在は登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■のうちの■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■m²です。

賃貸借の期間は、令和2年8月4日から令和5年8月3日までの3年間となっております。

借主の状況については、議案第13号で説明したとおりです。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の10ページから12ページまでに記載のとおりです。

なお、本議案2件につきましては、平成■■年■■回登別市農業委員会総会にて決定した賃貸借を引き続き行おうとするものであることを申し添えます。

以上です。

議長 ただいま、議案第13号並びに議案第14号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにかございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。

それでは、採決します。

はじめに、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は、原案のとおり決定します。

次に、日程番号第5 議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 議案第15号は、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

申請者は、貸人が登別市■■町■■番地の■■氏、借人は登別市■■町■■番地の■■氏で、貸人が所有する農地及び採草放牧地について、10年間の使用貸借権を設定するものであります。

使用貸借を行う土地は7筆で、1筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■のうち、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は■■■■m²、2筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■、地目は公簿が原野、現況は採草放牧地で、面積は■■■■m²、3筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は■■■■m²、4筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■のうち、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は■■■■m²、5筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は■■■■m²、6筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■のうち、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は■■■■m²、7筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番■、地目は公簿が原野、現況は採草放牧地で、面積は■■■■m²となっております。

事務局 長

借人の状況についてであります。経営面積が■■■■■■■■■■
㎡、労働力は男性が■■人、女性が■■人、農業従事者数は■■人で年
間■■■■■■■■人日、農機具は、トラクターが■■台、モーターが■■台、
レーキが■■台、ロールペーラが■■台となっております。

使用貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議
案書の14ページから16ページに示しておりますので、ご参照
ください。

なお、申請者は農作業歴が1年未満であります。貸人である
父の指導により農地を耕作しており、リースにより確保する機械
の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供す
る農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、
議案書17ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農
地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満た
していることを申し添えます。

以上です。

議 長

ただいま、議案第15号について、事務局から説明がありました
ので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定します。

次に、追加議案となりました日程番号第6 議案第16号「農
地法第3条第1項の規定による許可申請について」及び日程番号
第7 議案17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に
ついて」は、譲受人が同一でありますので、一括して議題といた
します。

事務局から説明願います。

事務局長

議案第16号及び議案17号は、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可について、審議を求めるものであります。

はじめに議案第16号について説明いたします。
追加議案書の1ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が登別市■■町■■丁目■■番地■■の■■■■
■■氏、譲受人は■■県■■市■■町■■番■■の■■■■
で、譲渡人が所有する農地について、譲受人へ所有権を移転する
ものであります。

所有権移転を行う土地は1筆で、所在は登別市■■町、地番は
■■■■番のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■
■■■■㎡となっております。

譲受人の状況についてであります。経営面積が■■■■
㎡、労働力は男性が■■人、農業従事者数は■■人で年間■■■■人日、
農機具は、トラクターが■■台、タイヤショベルが■■台、フォーク
リフトが■■台、マニアスプレッタが■■台となっております。

権利移動を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議
案書の2ページから4ページに示しておりますので、ご参照くだ
さい。

なお、譲受人は農地所有適格法人として、現在他県にて所有権
または利用権の設定を受けた農地を所有しておりますので、当該
農地を所管する農業委員会に照会をしたところ、全ての農地が耕
作の用に供されていることを確認しており、リースにより確保す
る機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業
に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、
また、議案書5ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、
農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満
たしていることを申し添えます。

次に、議案第17号について説明いたします。
追加議案書の6ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が登別市■■町■■丁目■■番地■■の■■■■
■■氏、譲受人は議案第16号と同一で、譲渡人が所有する農地
について、譲受人へ所有権を移転するものであります。

事務局長 所有権移転を行う土地は2筆で、1筆目は、所在は登別市■■■■町、地番は■■■■番のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■m²、2筆目は、所在は登別市■■■■町、地番は■■■■番■■■■のうち、地目は公簿は原野、現況は畑で、面積は■■■■m²となっております。

譲受人の状況については、議案第16号で説明したとおりです。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の7ページから9ページまでに記載のとおりです。

なお、譲受人は議案書10ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

議長 ただいま、議案第16号並びに議案第17号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにかございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。
はじめに、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。
これをもちまして、令和2年第6回農業委員会総会を閉会します。